

鴨川に新しい災害支援ボランティア 災害救援チーム『アパッチ』誕生！

当協議会では、昨年の台風被災に対して「災害ボランティアセンターを立ち上げ、約1か月半運営いたしました。その間、ブルーシート展張などの屋根にあがった高所作業の専門的な技術を要するものに関しては、『NPO法人災害救援レスキューアシスト』をはじめとする専門的なNPOに多く支援をしていただきました。その姿を見て、市民を中心に構成する災害ボランティア『アパッチ』が誕生。ブルーシート展張などの救援技術を学び、自然災害時の活動を行うだけでなく、社会貢献活動も推進します。



地域をささえる ボランティアの輪



鴨川地区「生活支援・介護予防サポーター」養成講座が修了

昨年7月からスタートした鴨川・東条・西条・田原地区住民を対象とした、鴨川地区「生活支援・介護予防サポーター」養成講座。台風15号の被災や新型コロナウイルス感染症の影響で延期となっていました。全7回、10月に最終回を迎えて46名が修了しました。



関心の高いテーマは「認知症」と「防災」。参加者からは「自分にできるチョットのボランティア。楽しく活動していきたい」、「この講座での出会いを大切にしたい」、「もっといろいろなことを知りたい」という意見が。今後、フォローアップ研修も検討していきます。

心温まる寄付をありがとうございます。

放課後児童健全育成事業への寄付（2,705円）

●匿名1団体

（令和2年7月末～令和2年10月15日）



共同募金配分事業 ふれあい法律相談

当協議会では、市民を対象に弁護士による無料法律相談を月に1回行っています。相談時間は、1回30分。※事前予約要。開設時間は午後1時～午後4時。同じ内容での相談は1回のみとなります。



開催日時	会場	申込期間
令和2年12月1日（火）	鴨川市総合保健福祉会館（ふれあいセンター）2階	令和2年11月25日～30日
令和3年1月5日（火）		令和2年12月21日～令和3年1月4日 ※12/29～1/3を除く
2月2日（火）		令和3年1月25日～2月1日
3月2日（火）		2月22日～3月1日

●予約受付先 ● 鴨川市社会福祉協議会 TEL：04-7093-0606（午前9時～午後5時）※土日祝を除く。先着順。

9～10月フードドライブ（食品の寄付提供）にご協力ありがとうございました。

食料の支援が必要な方もお気軽にご相談ください。

9～10月に実施いたしましたフードドライブ（食品の寄付提供）運動では、多くの食品の寄付をいただきました。皆様の温かいご協力に感謝申し上げます。（寄贈件数：29名。10/22現在）寄せられた食品は、当協議会に相談があった市内の支援が必要な方や、フードバンクちばを通して、県内の福祉活動へ「食の支援」として活用させていただきます。また、10月は長狭学園も運動に参加。児童や生徒、保護者の方にもご協力いただきました。市内に取り組みが広がっています。

お気軽にご相談を「権利擁護推進センター」

認知症や知的障害、精神障害などの理由により、意思決定が困難であっても、成年後見制度や権利擁護に関する事業を活用することで、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようになります。担当の相談員が来所、訪問による相談を受け付けています。当協議会（04-7093-0606）までお気軽にお問い合わせください。



令和2年12月末まで申請期間が延長されました。 新型コロナの影響を受けて貸付を必要とする世帯を対象とした特例貸付制度

まずはお気軽にお電話でお問い合わせください。鴨川市社会福祉協議会 04（7093）0606

鴨川市福祉資金 コロナ特例貸付

●貸付対象●

市内在住で新型コロナの影響を受けて、休業等による収入減少、または生活費の支出増加などで緊急かつ一時的に生計維持のため貸付を必要とする世帯。

●貸付条件●

貸付限度額：5万円以内
連帯保証人：不要
貸付利子：無利子
据置期間：貸付日から6か月以内
返済期間：据置期間後10か月以内

県社協 緊急小口資金（特例貸付）

お住まいの市町村社協が窓口となります

●貸付対象●

新型コロナの影響を受けて、休業等による収入の減少があり、緊急かつ一時的に生計維持のための貸付を必要とする世帯。

●貸付条件●

貸付限度額：20万円以内
連帯保証人：不要
貸付利子：無利子
据置期間：貸付日から1年以内
返済期間：据置期間後2年以内

県社協 総合支援資金（特例貸付）

お住まいの市町村社協が窓口となります

●貸付対象●

新型コロナの影響を受けて、収入の減少や失業等により生活が困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯。

●貸付条件●

貸付限度額 ※原則3か月以内
・単身世帯：月15万円以内
・複数世帯：月20万円以内
連帯保証人：不要
貸付利子：無利子
据置期間：貸付日から1年以内
返済期間：据置期間後10年以内

生活保護世帯、従前から就業していない方、暴力団および暴力団の世帯員の方は原則対象外となります

上記資金は貸付制度のため返済義務が伴います。給付制度ではありませんのでご注意ください。